

児童手当制度が変わります



児童手当制度は、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定やこれからの社会を担う児童の健やかな成長に役立てていただくための国の制度です。制度の一部が改正されたことにより、令和6年10月から支給対象や支給額等が拡充されます。

拡充されること

	令和6年10月から
対象児童年齢の拡大	対象年齢が <u>高校生年代※1</u> の子まで拡大されます。
所得制限の撤廃	所得額で「手当が支給されない」「支給額が5,000円になる」などの制限がなくなります。
多子加算の増額	3人目以降の子は、月額 <u>30,000円</u> の支給となります。
第3子以降の数え方(カウント方法)の変更	多子加算としてカウントする子の範囲が「 <u>大学生年代※2</u> 」までに変更されます。
支給回数の増加	年3回から年6回(2月、 <u>4月</u> 、6月、 <u>8月</u> 、10月、 <u>12月</u>)へ増加。

※1 高校生年代=令和6年度は平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子。

※2 大学生年代=令和6年度は平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子。

支給額の例(こどもが4人の場合)

令和6年 9月分まで (拡充前)	こどもの年齢	20歳	17歳	13歳	10歳
	児童の数え方	算定対象外	第1子	第2子	第3子
	支給月額	支給対象外	支給対象外	10,000円	15,000円



令和6年 10月分から (拡充後)	こどもの年齢	20歳	17歳	13歳	10歳
	児童の数え方	第1子	第2子	第3子	第4子
	支給月額	支給対象外	<u>10,000円</u>	<u>30,000円</u>	<u>30,000円</u>

【大学生年代のお子さんがある方へ】

「大学生年代」の子の生活費等の経済的負担をしている場合で、0歳から「大学生年代」の子を含めてカウントすると子の人数が3人以上となる場合(上記支給額の例参照)には、『監護相当・生計費の負担についての確認書※3』を提出することで、多子加算の増額が適用されます。

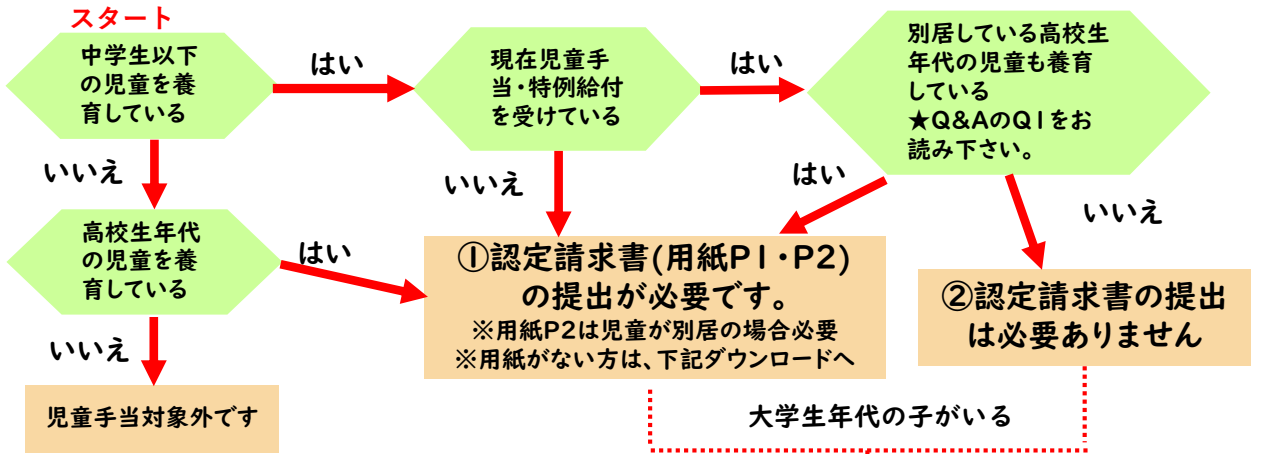
注:「大学生年代」の子を含めた人数が、3人以上とならない場合は『監護相当・生計費の負担についての確認書』は必要ありません。

※3『監護相当・生計費の負担についての確認書』・・・用紙がない方は、裏面二次元コードから“認定請求書”P1・P3の両方を記入し提出してください。

◆**全ての方が自動的に受給できるものではありません**◆

裏面のフローチャートとQ&Aを確認し、『認定請求書や確認書の提出が必要』に該当される方は、必要な手続きをしてください。認定請求書や確認書などの用紙は全て裏面の二次元コードからダウンロードできます。必要な手続きなどの詳細は、市ホームページからご確認ください。

認定請求の要否判定フローチャート (手当の支給対象=0歳~高校生年代までの子)



★児童手当拡充Q&A★(必ずご確認下さい)

(Q1)中学生の子が現在児童手当(又は5,000円の特例給付)をもらっています。他にもう1人、市外の高校に通い、学校の寮に住んでいる高校生がいます。何か手続きは必要ですか？

(A1)15歳以下のお子さんについて令和6年9月分の児童手当(又は5,000円の特例給付)が支給されていた方で、高校生年代の子の住民票が船橋市にあり、児童手当受給者である親と世帯の場合には、手続は不要で増額します。船橋市に住民票がない高校生年代の子については、新たな認定請求書の提出や別居監護申立書が必要ですので、ホームページをご確認頂き、期限までに手続きして下さい。
なお、高校生年代の子の住民票が船橋市にあり、児童手当受給者である親と世帯の場合であっても、支給対象に含まれていない場合がありますので、ご注意ください。

(Q2)手当の受給者は、父母のどちらでもいいですか？

(A2)所得制限は撤廃されますが、引き続き所得の高い方を受給者として申請してください。

(Q3)公務員として働いていますが、提出先や問合せ先は市役所でいいですか？

(A3)公務員の方の提出やお問い合わせは、ご自身のお勤め先となります。お勤め先へのご確認をお願い致します。

(Q4)いつ振り込まれますか？

(A4)初回は12月10日です。以降は、2か月ごと偶数月の10日(土日祝日の場合はその前日)にお支払いします。
記載内容や提出書類に不備があると審査ができずに、振込が遅くなる場合があります。提出が必要な方は、提出前に記載内容や必要書類など今一度ご確認のうえ書類を提出して下さい。

(Q5)申請期限を過ぎてしまった場合は、どうすればいいですか？

(A5)期限を過ぎた場合でも認定請求書は提出してください。令和7年3月31日(月曜日)までに申請を行わない場合は、受給できなくなる月が発生します。

(Q6)今回の認定請求書を提出後に、養育している子どもの状況に変更がありました。届け出は必要ですか？

(A6)児童手当の支給対象となっているお子さんが【同居から別居で監護することになった】場合や、大学生年代の監護対象となっていたお子さんが就職し【生計費の負担をしなくなった】など、届け出している内容に変更があった場合は、届け出が必要となる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

問合せ先

船橋市役所 子育て給付課
TEL 047-436-2316
平日9:00~17:00(土日祝除く)

市ホームページ



認定請求書・確認書



ダウンロードできます。

★お願い★

電話や窓口の混雑が予想されます。お問い合わせの前に、案内文やこのチラシ、ホームページなどで拡充についての内容をご確認頂いたり、提出の際は郵送やオンラインでの提出をご利用頂くなど、ご理解・ご協力お願い致します。

〈裏面〉